

各種 固定資産税“減額制度”のご案内

次の減額制度がありますので、改修工事等を行われる場合の参考としてください。
なお、この減額制度はすべて【改修工事完了日から3ヶ月以内に役場税務課へ申告】しなければ適用を受けることができません。
対象となる改修工事をされましたら申告をお忘れにならないようにしてください。

注!! このチラシは令和4年4月1日以降に工事をされた方に向けた内容となっています。

★【耐震改修工事を行った住宅】に対する固定資産税の減額

＜減額の要件＞

- ① 昭和57年1月1日以前から所在する住宅であること
- ② 令和6年3月31日までに行われた改修工事であること
- ③ 耐震改修の工事金額が50万円超であること
- ④ 次のいずれかによる耐震基準適合の証明を受けていること
ア)建築士 イ)指定確認検査機関 ウ)登録住宅性能評価機関 エ)住宅瑕疵担保責任保険法人

＜減額期間・内容＞

工事完了の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税(床面積120㎡分まで)を2分の1減額

★【バリアフリー改修工事を行った住宅】に対する固定資産税の減額

＜減額の要件＞

- ① 新築された日から10年以上を経過した住宅であること ※貸家住宅は対象外
- ② 令和6年3月31日までに行われた改修工事であること
- ③ 次のいずれかの方が居住していること
ア)65歳以上の方 イ)要介護認定又は要支援認定を受けている方 ウ)障害者の方
- ④ 次に該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担が50万円超であること
ア)廊下の拡幅 イ)階段の勾配の緩和 ウ)浴室の改良 エ)便所の改良
オ)手すりの取付け カ)床の段差の解消 キ)引き戸への取替え ク)床表面の滑り止め化
- ⑤ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

＜減額期間・内容＞

工事完了の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税(床面積100㎡分まで)を3分の1減額
※省エネ改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額と併用可能です。

★【省エネ改修工事を行った住宅】に対する固定資産税の減額

＜減額の要件＞

- ① 平成26年4月1日以前から所在する住宅であること ※貸家住宅は対象外
- ② 令和6年3月31日までに行われた改修工事であること
- ③ 次に該当する工事を行い、補助金等を除く自己負担が60万円超であること
ア)窓の改修工事(必須)
イ)窓の改修工事と合わせて行う床の断熱工事、天井の断熱工事、壁の断熱工事
ウ)改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合することになること(必須)
- ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤ 次のいずれかによる省エネ基準適合の証明を受けていること
ア)建築士 イ)指定確認検査機関 ウ)登録住宅性能評価機関 エ)住宅瑕疵担保責任保険法人

＜減額期間・内容＞

工事完了の翌年度分の当該住宅に係る固定資産税(床面積120㎡分まで)を3分の1減額
※バリアフリー改修工事を行った住宅に対する固定資産税の減額と併用可能です。

◎制度の詳細や申告の手続き等については、こちらにお問い合わせください。

吉野ヶ里町 税務課 資産税係 TEL(0952)37-0334(税務課直通)